

新旧対照表

○定期巡回・随時対応サービス 開設・運営支援アドバイザー制度設置要綱（案）

改正案	旧
<p>定期巡回・随時対応サービス <u>開設・運営支援アドバイザー</u>制度設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第15項に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）を提供する事業所を設置する法人（以下「<u>定期巡回事業者</u>」という。）が継続的かつ安定的に運営できるよう支援すること、<u>また、サービスへの参入を検討する法人等（以下「参入検討法人等」という）に対し、参入を促す</u>ことを目的として、定期巡回・随時対応サービス <u>開設・運営支援アドバイザー</u>（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 アドバイザーは次に掲げる職務を行う。</p> <p>（1）<u>定期巡回事業者が継続的かつ安定的に運営できるよう、サービスの提供等に関する助言等</u>を行う。</p> <p>（2）<u>参入検討法人等に対し、参入意欲を喚起するようサービスの提供等に関する助言を行う。</u></p> <p>（3）<u>保険者が前各号のために主催する研修会等の講師を行う。</u></p> <p>（登録）</p> <p>第3条 県は、サービスの提供等に関し必要な知見を有する者をアドバイザーとして登録する。</p>	<p>定期巡回・随時対応サービス運営支援アドバイザー制度設置要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第15項に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）を提供する事業所（以下「事業所」という。）を設置する法人（以下「事業者」という。）が継続的かつ安定的に運営できるよう支援することを目的として、定期巡回・随時対応サービス運営支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 アドバイザーは、事業者が継続的かつ安定的に運営できるよう、サービスの提供等に関する助言を行う。</p> <p>（登録）</p> <p>第3条 県は、サービスの提供等に関し必要な知見を有する者をアドバイザーとして登録する。</p>

改正案	旧
<p>(対象事業所)</p> <p>第4条 <u>本制度の対象</u>は、県が必要と認めた<u>定期巡回事業者、参入検討法人等、保険者</u>とする。</p> <p>(助言等の内容)</p> <p>第5条 助言等の内容は、助言を受ける事業者が継続的かつ安定的に運営するため、また、<u>サービスへの参入を検討する法人等が十分な検討を行うため</u>に必要な事項とする。</p> <p>(手続き)</p> <p>第6条 アドバイザーの<u>派遣</u>を受けようとする<u>定期巡回事業者及び参入検討法人等は、所在する保険者(参入検討法人等の場合は開設予定場所の保険者をいう。以下、同じ。)</u>を通じて<u>様式1</u>により県へ申請する。</p> <p><u>2</u> <u>アドバイザーの派遣を受けようとする保険者は様式2により県へ申請する。</u></p> <p>3 県は、前各項による申請を審査し、<u>アドバイザーの派遣</u>を決定した場合には、<u>様式3</u>によりアドバイザーに依頼する。</p> <p><u>4</u> <u>定期巡回事業者及び参入検討法人等がアドバイザーの派遣を受ける場合、保険者は同席するものとする。</u></p> <p>(費用)</p> <p>第7条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲において助言等に伴う謝金を支給する。</p> <p>2 県は、第8条の報告を受けた後10日以内に、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金を支払う。</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 アドバイザーの<u>派遣</u>を受けた<u>定期巡回事業者及び参入検討法人等は所在する保険者を通じて、派遣</u>を受けた日から10日以内にその実施結果を<u>様式4</u>により県へ報告する。</p> <p><u>2</u> <u>アドバイザーの派遣を受けた保険者は、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式5により県へ報告する。</u></p>	<p>(対象事業所)</p> <p>第4条 対象事業所は、サービスの提供等に関し助言を受けることが必要と県が認めた事業所とする。</p> <p>(助言の内容)</p> <p>第5条 助言の内容は、助言を受ける事業者が継続的かつ安定的に運営するために必要な事項とする。</p> <p>(手続き)</p> <p>第6条 アドバイザーの助言を受けようとする事業者は、助言の対象事業所が所在する市町村を通じて様式1により県へ申請する。</p> <p>2 県は、前項による申請を審査し、助言の実施を決定した場合には、様式2によりアドバイザーに依頼する。</p> <p>(費用)</p> <p>第7条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲において助言に伴う謝金を支給する。</p> <p>2 県は、第8条の報告を受けた後10日以内に、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金を支払う。</p> <p>(報告)</p> <p>第8条 アドバイザーの助言を受けた事業者は、助言の対象事業所が所在する市町村を通じて、助言を受けた日から10日以内にその実施結果を様式3により県へ報告する。</p>

改正案	旧
<p>(秘密の保持等)</p> <p>第9条 アドバイザーは、本要綱に基づく一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。</p> <p>(定めのない事項等)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年5月10日より施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、<u>令和2年10月1日</u>より施行する。</p>	<p>(秘密の保持等)</p> <p>第9条 アドバイザーは、本要綱に基づく一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。</p> <p>(定めのない事項等)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年5月10日より施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。</p>